

平成 28 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 千代田化工建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 澁谷 省吾
(コード番号 6366 東証第 1 部)
問合せ先 総務エネット GM 山田幸雄
(TEL 045-225-7740)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社 2015 年度定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除など、監査等委員会設置会社への移行に係る所要の変更を行うものであります。
- (2) 現行定款第35条（監査役の実任等）の削除に伴い、その経過措置として附則を新設するものです。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他条文の新設・削除に伴い、条数の整備を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
第 4 条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人	第 4 条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) <u>3. 会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第 6 条～第11条 (条文省略)	第 6 条～第11条 (現行どおり)
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第12条～第17条 (条文省略)	第12条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="288 488 746 517">第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p data-bbox="264 560 432 589">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="252 595 746 624">第18条 本会社の取締役は12名以内とする。</p> <p data-bbox="264 739 432 768">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="252 775 783 947">第19条 取締役は、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、累積投票によらず、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p data-bbox="264 1099 432 1128">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="252 1135 783 1267">第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="485 1312 552 1341">(新設)</p> <p data-bbox="485 1456 552 1485">(新設)</p>	<p data-bbox="845 488 1303 517">第4章 取締役、取締役会および執行役員</p> <p data-bbox="821 560 989 589">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="809 595 1340 696">第18条 本会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は12名以内、<u>監査等委員である取締役は4名以内</u>とする。</p> <p data-bbox="821 739 989 768">(取締役の選任)</p> <p data-bbox="809 775 1340 1055">第19条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u>取締役の選任決議は、累積投票によらず、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p data-bbox="821 1099 989 1128">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="809 1135 1340 1630">第20条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u><u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき本会社の業務を執行する。 取締役会は、その決議によって取締役会長および取締役社長を選定することができる。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは取締役社長がこれに代り、取締役社長もまた事故あるときは取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。 取締役会は、各取締役および各監査役に対し会日の2日前までに通知してこれを招集する。ただし、緊急の場合は、この招集期間を短縮することを妨げない。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 本社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき <u>(監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。)</u> は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき本会社の業務を執行する。 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役会長および取締役社長を選定することができる。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは取締役社長がこれに代り、取締役社長もまた事故あるときは取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代る。 取締役会は、各取締役に對し会日の2日前までに通知してこれを招集する。ただし、緊急の場合は、この招集期間を短縮することを妨げない。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 本社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第29条 本会社の監査役は4名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 本会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役の報酬等)</u></p> <p>第29条 <u>取締役の報酬およびその他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議により定める。ただし、<u>監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役の任期)</u> 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u> 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集)</u> 第33条 監査役会は、各監査役に対し会日の2日前までに通知してこれを招集する。ただし、緊急の場合は、この招集期間を短縮することを妨げない。</p>	(削除)
<p><u>(監査役会に関する規定)</u> 第34条 監査役会に関する事項は、本定款に定めるもののほか監査役会で定める監査役会規定による。</p>	(削除)
<p><u>(監査役の実任免除等)</u> 第35条 本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第1項の規定に基づく決議をいう。）によって、法令に定める範囲内で、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を免除することができる。本会社は、監査役との間に、その責任について、法令に定める額を限度とする契約（会社法第427条第1項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。</p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の招集)</u> <u>第31条 監査等委員会は、各監査等委員に対し</u> <u>会日の2日前までに通知してこれを招</u> <u>集する。ただし、緊急の場合は、この</u> <u>招集期間を短縮することを妨げない。</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって、</u> <u>監査等委員の中から常勤の監査等委員</u> <u>を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会に関する規定)</u> <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、本定款</u> <u>に定めるもののほか監査等委員会で定</u> <u>める監査等委員会規定による。</u>
第6章 計 算 第 <u>36</u> 条～第 <u>38</u> 条 (条文省略)	第6章 計 算 第 <u>34</u> 条～第 <u>36</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<u>附 則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>1. 2016年6月開催の2015年度定時株主総会終結</u> <u>前の監査役(監査役であった者を含む。)の行</u> <u>為に関する会社法第423条第1項の損害賠償</u> <u>責任の取締役会決議による免除については、</u> <u>なお従前の例による。</u> <u>2. 2016年6月開催の2015年度定時株主総会終結</u> <u>前の監査役(監査役であった者を含む。)の行</u> <u>為に関する会社法第423条第1項の損害賠償</u> <u>責任を限定する契約については、なお従前の</u> <u>例による。</u>